

長崎市介護支援専門員連絡協議会 規約

(名称)

第1条 この会は、長崎市介護支援専門員連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）という。

(目的)

第2条 連絡協議会は、介護支援専門員相互の緊密な連携のもと、様々な課題に対して情報交換等を行い、介護支援専門員の資質を向上させ、要介護者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(設置)

第3条 連絡協議会は、前条の目的に賛同する長崎市内の介護支援専門員によって設置されるものとする。

(事業)

第4条 連絡協議会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換に関する事業
- (2) 会員相互の連絡・調整に関する事業
- (3) 会員個々の資質向上等に関する研修事業
- (4) 行政その他関係機関との連絡・調整に関する事業
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要と認められる事業

(会員)

第5条 連絡協議会の正会員は、長崎市内及び長崎市近隣に在住又は勤務しており、介護保険法施行令第35条の2第1項の規定により、介護支援専門員として登録された者とする。

2 賛助会員は、本会の運営を援助する個人及び団体とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- (1) 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなくてはならない。
- (2) 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 会費年額 3,000円
- (2) 賛助会員 個人 会費年額 5,000円
団体 会費年額 10,000円
- (3) 年途中入会であっても年会費は同額の支払いとする。
- (4) 年途中退会であっても返金はしないものとする。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(組織)

第10条 連絡協議会は以下に定める4ブロックをもって組織する。

- (1) 居宅ブロック

{	①南部ブロック
	②中央ブロック
	③北部ブロック
- (2) 施設ブロック

2 居宅ブロックの地域区分は(表-1「居宅ブロック地域区分」)の通りとする。

(役員)

第11条 連絡協議会の会務を行うため、次の役員等及び監査役を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) ブロック長 4名
- (4) 副ブロック長 8名以上(各ブロック2名以上)
- (5) 書記 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 監事 2名
- (8) 研修委員(委員長含む) 8名以上(各ブロック2名以上)
- (9) 広報委員(委員長含む) 8名以上(各ブロック2名以上)

(役員を選出)

第12条 役員を選出方法は、次の通りとする。

- 1 本会会員を各ブロックから立候補または推薦により役員候補者として選出し、総会において承認する。
- 2 会長及び副会長はブロック長の互選により選出し、総会で承認する。
- 3 書記は会長が任命する。
- 4 会計は事務局とする。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第14条 会長は、連絡協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 ブロック長は、ブロックを掌握し、ブロックにおける会務を統括する。
- 4 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 書記は、本会の会議開催に伴う会議録の作成を行う。
- 6 会計は、本会の会計事務を行う。
- 7 監事は、本会の会計及び会務の執行を監査する。

(会議)

第15条 連絡協議会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会及び役員会は、会員及び役員過半数（委任状によるもの及び代理出席を含む。）の出席がなければこれを開き、議決を行うことができない。
- 4 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(総会)

第16条 総会は、毎年1回開催とする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算に関する事項
- (2) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) その他連絡協議会の運営に関する重要事項

(役員会)

第17条 役員会は、第11条に定める役員をもって構成し、開催は随時とし、次の事項を審議する。ただし、日常的な軽度な業務は、会長が専決し、これを役員会に報告する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 連絡協議会の運営及び事業に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(ブロック会議)

第18条 連絡協議会にブロック会議を置く。

2 ブロック会議は、それぞれのブロックに所属する会員によって構成する。

3 ブロック会議は、各ブロックの持つ地域性・特徴等を十分考慮し、実情に応じた相互の情報交換及び連絡・調整を行う。

4 ブロック会議は、必要に応じブロック長が招集し、ブロック長がその議長となる。

(活動年度)

第19条 連絡協議会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(事務局)

第20条 連絡協議会の事務局は、特定非営利活動法人 長崎県介護支援専門員連絡協議会に委託する。

(附則)

1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成23年5月11日 総会で承認を受けたので、第5条・第10条2追加・第12条・第13条を一部改定し、施行する。

3 平成24年5月29日 総会で承認を受けたので、第20条を改定し、施行する。

(表-1) 居宅ブロック地域区分

ブロック	地域包括支援センター
北 部	西浦上・三川、緑が丘・淵、小江原・式見 岩屋、滑石・横尾、三重・外海・琴海
中 央	東長崎・日見、桜馬場、片淵・長崎、江平・山里、西部
南 部	大浦、小島・茂木、戸町・土井首、南部